

議第 1 号議案

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

提出者

東大和市議会議員	尾	崎	利 一
〃	上	林	真佐恵
〃	金	井	康 哲
〃	床	鍋	義 博
〃	中	野	志乃夫

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	250
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		500
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,300
	外径が1メートル以上のもの		2,500

附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占有に係る占用料について適用し、施行日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。
（東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の占有に係る占用料については附則別表第2の定めるところにより、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間の占有に係る占用料については附則別表第3の定めるところにより」を削る。

附則別表第2及び附則別表第3を削る。